

確かな暮らし 未来につなぐ田園都市

コミュニティ・スクール

塩尻市立小・中学校では、**コミュニティ・スクール**を基盤として

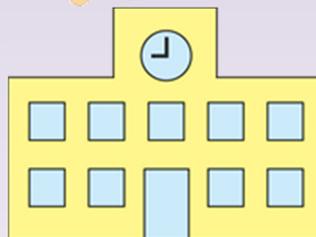
地域とともにある学校づくり

人と人がつながるコミュニティづくりを推進し、

「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を実践します。



地域の見守り



地域と考え・つくる



地域から学ぶ授業



子どもの豊かな学びを創造し 地域の絆をつなぎます



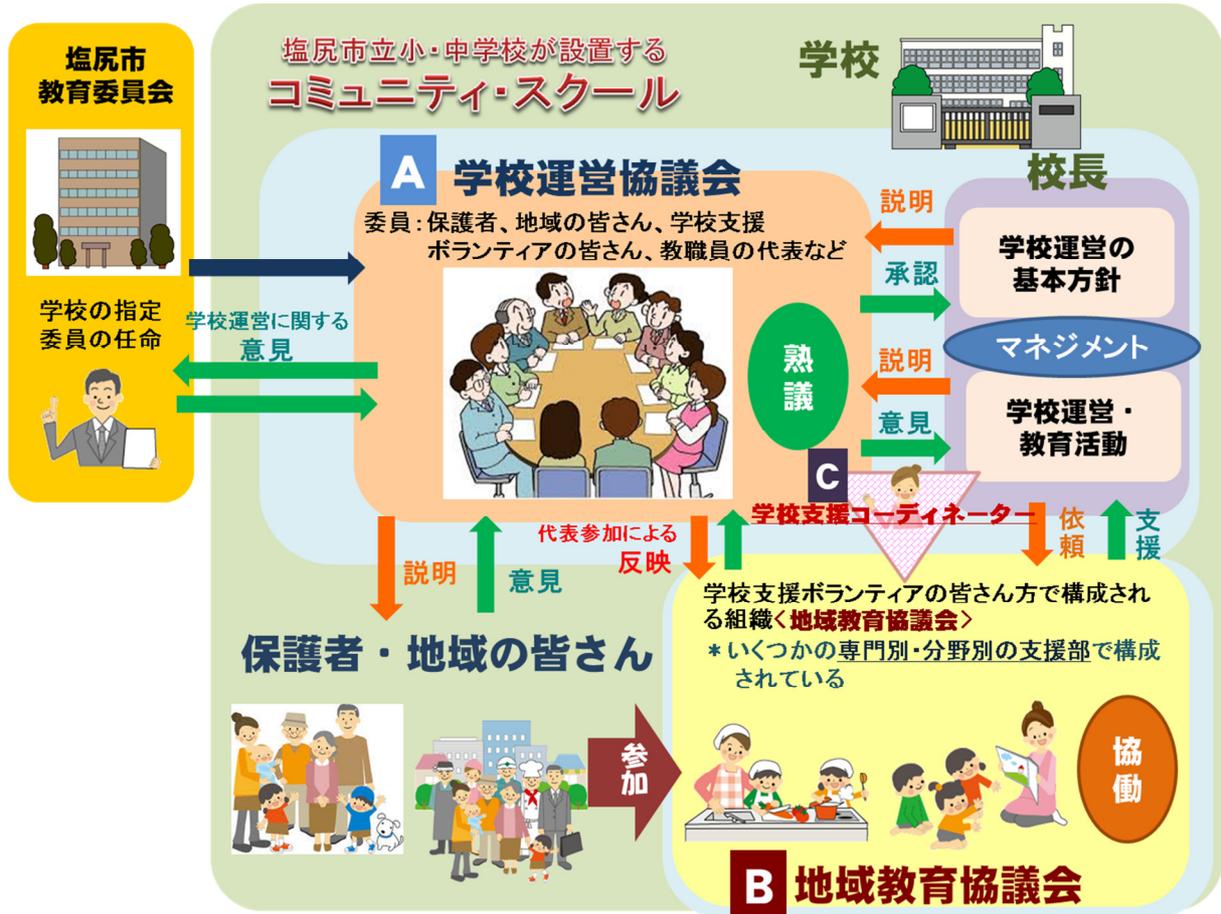
塩尻市教育委員会

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）って何？

◆※「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

※「学校運営協議会」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」（平成16年9月改正）により、市町村教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校を指定し設置します。

●塩尻市におけるコミュニティ・スクールのイメージ



A

学校運営協議会の構成と役割

学校運営協議会の構成

- 次のような地域・保護者の皆さんや学校の代表などが委員となり、学校運営協議会を構成しています。
 - 地域の代表：区長、民生児童委員、主任児童委員、育成会、社会教育委員、PTA経験者など
 - 地域の公共施設等の職員：地区センターや公民館等の職員など
 - 保護者代表：PTA役員等
 - 学識経験者 ○学校職員代表として教頭
 - 学校支援ボランティア代表（地域教育協議会代表）
- 委員は、市教委が任命します。
*任期を2年とし、身分は地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員となります。
- 協議会の代表として正副会長を置きます。

学校運営協議会の役割

- 主な役割は次の4つです。
 - 毎年校長が作成する学校経営・運営の基本的な方針を承認する。〈深く理解する〉
 - 学校運営全般について、塩尻市教育委員会または校長に合議の上、可決された意見を述べる。
 - 学校が自己評価したものを参考にして、学校運営全般について評価する。
 - 地域住民に対して、協議会の活動状況を積極的に公開するなど情報提供に努める。
- その他、次のようなことについて協議したり熟議したりする役割があります。
 - 学校支援ボランティア活動について
 - 学校による地域貢献について
 - 喫緊の課題について（学校や地域の課題）

今、なぜコミュニティ・スクールが必要なのか？

コミュニティ・スクールは、地域の持っている様々な力（教育力）を学校に取り込み、子どもたちに人間力・社会力など**これからの社会を生き抜く力**を育成するための大切な仕組みです。

現在の子どもの教育環境を取り巻く状況には厳しいものがあります。いじめや暴力、学校の統廃合、ICT・情報化、少子高齢化、核家族化等々。社会の動向では、人口減少の進行、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、貧困問題の深刻化、児童虐待の増加、グローバル化の進展、子どもたちの規範意識や社会性等の課題、複雑・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担等々。これら子どもや学校の抱える課題を解決したり、未来を担う子どもたちの豊かな成長を促進したりするためには、社会が総がかりで行う教育を実現することが不可欠です。それを実現させるために必要なのがコミュニティ・スクールです。

「社会総がかりで行う教育の実現」そのためのツールが**コミュニティ・スクール**です。



塩尻市がめざすコミュニティ・スクール

塩尻市では、市内の小学校と中学校をコミュニティ・スクールに指定することで、塩尻市教育振興基本計画の基本理念とする「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を更に推進します。そのために次のようなコミュニティ・スクールをめざします。

◆「熟議・協議」を大切にするコミュニティ・スクール

「地域とともにある学校」をつくるのがコミュニティ・スクールの目的です。熟議・協議を通し、課題について学習し、熟考し、課題の解決に向け学校や地域が具体的にどう動いたらよいかまで明確にし、地域と学校がともに手を取り合い実践します。

◆「協働」を大切にするコミュニティ・スクール

どのような学校・地域・子どもにしたいのか「ねらい・目標」を地域と学校が共有し、同じ方向に向かい、スクラムを組んで様々な活動に取り組みます。特に学校支援ボランティア活動の充実を図ります。

◆「子育て世代に選ばれる地域」「住みよい持続可能な地域」「シニアが生き生きと活躍できる地域」を創造するコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールの活動を通し、学校を核にした「人と人がつながる地域づくり」にまでつなげることで、あらゆる人々にとって住みやすい・住み続けたい・住みたい地域にしていけます。

コミュニティ・スクールに欠かせない3つの機能〈熟議・協働・マネジメント〉

熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、学校や地域がどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てていくのか、どのような地域にしていくのか、そのために何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有し、力を合わせて解決するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねます。

《学校運営協議会での熟議》

- 新年度の学校経営方針や運営計画など
…熟議を通して深く理解し、承認する
- 学校運営の内容（学期ごと・年間）
- 学校支援ボランティア活動について
- 学校の地域貢献活動について
- 地域を学ぶ学習の取組みについてなど

《学校内での熟議》

- グランドデザイン作成に向けて（参画）
…特に育てたい子どもの姿を共有する
- 学校支援ボランティア活動について
- 学校の地域貢献活動について
* 上記2つの活動計画と評価など（PDCA）
- 様々な教育上の課題解決に向けて

《地域教育協議会での熟議》

- 育てたい子どもの具体的な姿の共有
- 育てたい子どもに育てるための学校支援活動の具体化…地域教育協議会全体として各支援部の活動を通して
- 各支援部会で…事前打合せ・事後反省会
- 企画推進委員会（支援部長会議）

《塩尻市コミュニティ・スクール連絡協議会での熟議》

- コミュニティ・スクール推進上の共通課題の解決に向けて
- 小・中一貫コミュニティ・スクールに向けた取組みについて
- 学校運営協議会の中の組織の在り方について…学校づくり・地域づくりに反映

協働

学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が参画し、共有した「目標」に向かってともに協働して活動していきます。

学校支援ボランティア活動が「協働」の代表的な活動になりますが、学校運営協議会や学校による地域への貢献活動も「協働」による活動と言えます。

《目標・ねらいの共有》

- ◆ どのような子どもに育てたいのか、学校と地域が互いの思いを熟議を通して意見交換し、共有して活動を始めることが不可欠です。



（右写真）意見交換会（熟議）

《学校から地域への貢献・還元の位置づけ》

- ◆ 学校支援ボランティア活動では、ボランティア・学校（先生と子ども）・地域のそれぞれが「よかった」と思えることが大切です。〈「三方良し」の状態〉
- ◆ 子どもたちが、地域に貢献できる場や学びを還元する場を設定することも大切です。

《協働を進めるために》

- ◆ 年に2回は全体会（地域教育協議会）を持ちましょう。
 - * 1回目：年度当初に開き、目標やねらいを共有します。
 - * 2回目：年度末に開き、年間の活動状況を確認したり、まとめをしたりして来年度に備えます。
- ◆ 学校支援ボランティアの研修をしましょう。
 - * 県教委（長野県生涯学習センター）が主催する研修会に参加しましょう。（自主参加）
 - * 平成28年度より中学校区単位で実施する「学校支援ボランティアのための研修会」に積極的に参加しましょう。（基本的なことに関する研修会を開催する予定です）
- ◆ 連携を密にしましょう。
 - * 主体はあくまでも学校（先生）です。学校（先生）と連携をとりながら進めます。

校長を中心に人と人をつなぎ、学校の組織や地域の力をうまく引き出します。このことを通して今学校が抱えている様々な課題が解決できたり、地域づくりに活かされたりします。その中核となる学校では、校長のリーダーシップのもと教職員がチームとして力を発揮できるよう組織としてのマネジメント力を強化することが大切になります。

塩尻市が設置するコミュニティ・スクールは、**学校運営協議会と地域教育協議会**という地域を中心とした2つの組織があります。学校・学校運営協議会・地域教育協議会を中心に、学校と地域が目標を共有し、三者がスクラムを組み、同じ方向に向かい力を合わせて活動します。



～両小野中学校の「マネジメント」に係る実践事例～

● 視点：「困難を克服しようとする力（チャレンジ精神）」の育成

両小野中学校では、両小野小学校で地域の特性（自然、地形、植生、歴史、文化、民俗、史跡など）や地域の人・産業などについて学んできている子どもたちに、それらを活かした商品やイベント等を企画・開発し、地域の方々に発信していく学習（アントレプレナー学習）を通して、「困難を克服しようとする力（チャレンジ精神）」を育成しようとしています。

● 学校・学校運営協議会・地域教育協議会で目標を共有

学校は、学校運営協議会や地域教育協議会を通して、アントレプレナー学習でつきたい力（願う生徒の姿）を説明し、それぞれが具体的に何をすればよいのかを熟議や協議を通して共有し、それぞれの立場で具体的な活動をしています。

● 人と人をつなげ、地域づくりに活かす

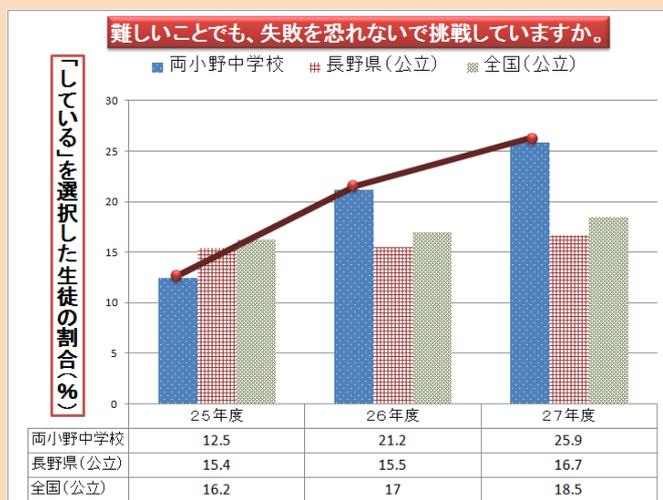
地域教育協議会では、学校支援コーディネーターを中心に、学習を深めるために必要とする講師を地域から探して生徒や学校とつなげたり、学校運営協議会では、生徒たちのアイデアを地域づくりに活かしていく方向で協議し、活かしたりしています。その中核になっているのは校長を中心とした学校チームです。

● 地域に誇りと愛着を持ち、地域の未来を切り拓く力のある子どもが育ちつつある

右のグラフは、文科省「全国学力・学習状況調査」における平成25年度から27年度にかけての3年間にわたる「チャレンジ精神」に係る項目の結果の推移です。

中学校が積極的に地域と連携した活動を導入して4年間でこのような伸びを示しています。アントレプレナー学習以外にも生徒たちは積極的に地域の行事に参加し、地域貢献を果たしてきていますので、そのような活動も加味された上での成果と考えます。いずれにしても目標の「チャレンジ精神の育成」が進行し、地域に誇りと愛着を

持ち、地域の未来を切り拓く力のある子どもが育ちつつあります。



B

地域教育協議会（学校支援地域本部）について

塩尻市では、学校ごとに学校支援ボランティアの方々に構成する組織「地域教育協議会」を設置しています。

「地域教育協議会」の中にはいくつかの「支援部」が置かれ、ボランティア活動の内容が具体的に見えるよう工夫しています。

〈設置されている支援部とボランティアの内容の例〉

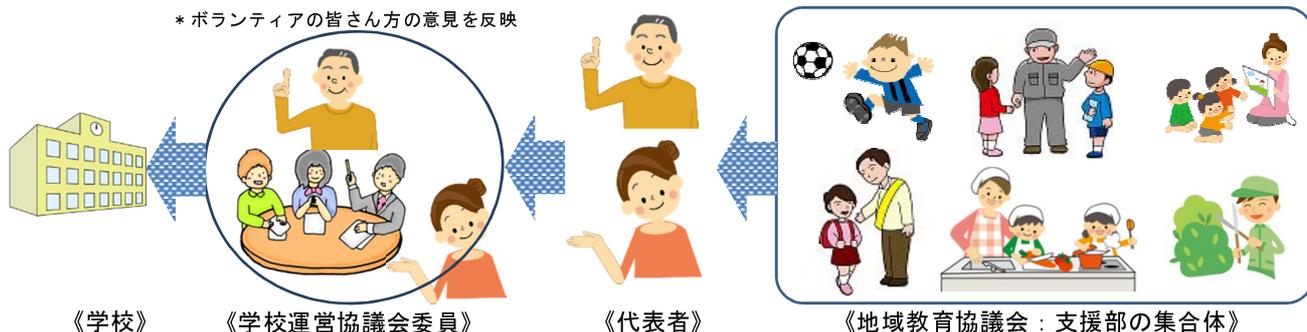
支援部名	実施するボランティアの内容（例）
学習支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 授業支援：ドリルの〇つけのお手伝い、調理実習の補助、体育学習の補助、理科の実験の補助、習字指導、美術（図画工作）指導、技術科指導など。〈アシスタントや講師として〉 * 長期休業や放課後、休日における補習講師など。
読書活動支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 読み聞かせボランティアや読み聞かせ指導。 * 図書館の蔵書整理や蔵書修理のお手伝いなど。
キャリア教育支援部	<ul style="list-style-type: none"> * （小）生活科、地域探検、職場見学等の受入れや講師。 * （中）職場体験学習の受入れ、職業講話の講師や講師探し。中3の模擬面接試験の面接官としての支援など。
特別支援教育支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 特別支援学級における学習活動のお手伝い全般。 * 校区における※ふれジョブの支援や受入れ先の拡大支援など。
安全安心支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 児童生徒の登下校時の見守り。 * 安全で安心して暮らせる地域づくりのための貢献活動。（道徳・人権教育や安全教育への関与等も含める。）
施設環境支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 校地の除草、樹木の剪定等。 * 学校施設の補修・整備等。
部活動・課外活動支援部	<ul style="list-style-type: none"> * 部活動や課外活動における指導や指導補助。

※ふれジョブ：障がいのある子どもたちの職場・職業体験。詳しくは、「全国ふれジョブ連絡協議会」HPをご覧ください。

★ 上記のほかに、特色ある教育活動を行うための支援部を置いている学校もあります。

■ 「地域教育協議会」の代表が「学校運営協議会」の委員を兼務し、学校支援ボランティアの方々の意見を学校運営に反映させます。

* ボランティアの皆さん方の意見を反映



C

中学校区単位で「学校支援コーディネーター」を配置

塩尻市では、中学校区単位で1名ずつ（計6名）「学校支援コーディネーター」を配置し、主に次のような仕事を行います。

【学校支援コーディネーターの仕事の概要】

○ 地域教育協議会（学校支援ボランティアの組織）に係る仕事

＊学校支援ボランティアの充実

- ・学校の要望に応じたボランティアを探したり、新たなボランティアの可能性を学校に提供したりしながら学校支援ボランティアの充実を図るとともに人材バンクを整えます。
- ・学校支援ボランティアの総会（地域教育協議会）の開催案内・準備・運営を行います。
- ・支援部会の開催連絡を支援部員に対して行います。

＊学校支援ボランティア活動の記録と整理・保管を行います。（写真・動画・パワーポイント等）

＊学校支援ボランティアルームの管理を行います。

○ 学校運営協議会に係る仕事

＊学校運営協議会開催のための準備と当日の運営

- ・協議会の内容の確認と開催通知作成及び発送を行います。

＊学校運営協議会の記録



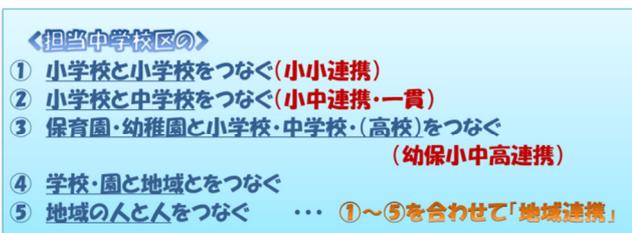
○ 小学校と中学校の連携に係る仕事

＊学校運営協議会や地域教育協議会の事務局として、担当する中学校区における小・中合同の両協議会を開催し、小学校と中学校の連携を深めます。

○ キャリア教育の充実に係る仕事

＊学校支援ボランティア活動の一環として、担当校区におけるキャリア教育を充実させます。

- ・小学校で実施する職場見学や中学校で実施する職場体験学習の積極的な受け入れ先を開拓します。
- ・「地域の子どもは地域で育てる」に基づくキャリア教育（職場見学や職場体験学習）の啓発を行います。



○ 学校と地域・行政（教育委員会）との連携に係る仕事

＊学校からの要望や依頼事項を、地域や市役所・教育委員会に連絡して調整を行います。

○ コーディネーターとしての資質向上のための研修

＊市教委主催の研修会や県教委主催の研修会へ参加します。

「地域連携コーディネーター」の配置

塩尻市教育委員会に1名の「地域連携コーディネーター」を配置し、主に次の仕事をします。

■学校支援コーディネーターを統括するため

次のことを実施します。

＊「学校支援コーディネーター連絡会」の開催

- ・会の中で、市内コミュニティ・スクールの進捗状況に関わる情報を収集したり、学校支援コーディネーターの支援をします。

＊「学校支援コーディネーター研修会」の実施

■「塩尻市コミュニティ・スクール連絡協議会」

の事務局（企画・運営等）

■「学校支援ボランティア研修会」の企画・運営

＊県教委（生涯学習推進センター）が主催する研修会を紹介したり、市教委主催の研修会を企画運営したりして、学校支援ボランティアの資質の向上に努めます。

■地域・学校と教育行政をつなぎ、官民が一体となり「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を具体的に推進するためのコーディネートを行います。

塩尻市に設置するコーディネーター



「塩尻市コミュニティ・スクール連絡協議会」の設置

塩尻市では、市内各コミュニティ・スクールが密に横の連携を図れるよう「塩尻市コミュニティ・スクール連絡協議会」を設置します。

○ 目的

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に指定された市内学校の校長及び学校運営協議会の会長が熟議や情報交換等を行うことにより、互いに連携・協力しながら、コミュニティ・スクールの取り組みを一層充実・発展させることを目的とします。

○ 事業

連絡協議会は、上記の目的を達成するため、次の掲げる内容に係る事業を行います。

- (1) コミュニティ・スクールの推進に関する熟議
- (2) コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換
- (3) コミュニティ・スクールの推進に関する普及・啓発
- (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業



学校評議員制度・学校運営協議会制度・地域教育協議会の比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	地域教育協議会
目的	開かれた学校づくりをいっそう推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ確実に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5	(法的な措置はない)
	平成12年4月1日施行 学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	平成16年9月9日施行 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。	
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認めるもの	【地域教育協議会】 ・学校関係者及び地域の代表者（校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA 関係者、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等） 【地域コーディネーター】 ・学校と地域の実情に精通する者（ボランティアの活動の連絡調整を行う。） 【学校支援ボランティア】 ・学校支援活動に参加する地域住民のボランティア (法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。)
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 (委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員)	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校管理下の教育活動の支援 【例】 学習支援、部活動指導 校内の環境整備、子どもの安全確保、学校行事等の支援
	学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。		
市内の状況	*市内14校 H28年度より廃止 (両小野中は H27年度より廃止)	*H28年度より市内14校が採用 (両小野中は H27年度より採用)	*H27年度より市内14校が設置 (両小野中は H25年度より設置)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

第47条の5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

塩尻市学校運営協議会規則

塩尻市では、上記「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定に基づき、次の点を大切にして学校運営協議会規則を作成します。

- ◆ 保護者や地域住民等が学校運営について深く理解し、「育てたい子どもの姿」を共有し、熟議や協働を通して学校運営に参画する。
- ◆ コミュニティ・スクールに係る活動について、協議会等が主体となり積極的に地域住民に情報を提供するとともに、理解者や協力者を増やす。

学校運営協議会に関する Q & A

Q1 : コミュニティ・スクールにより変わってきたところはどのようなところですか？

(先行導入している両小野学園の先生方に伺いました。)



一番大きく変わってきたところは、地域の方々の学校・学園運営に関する意識です。コミュニティ・スクールとなる前は第三者的な立場で発言していた方々(学校評議員等)が、学校(学園)運営協議会の中で専門委員会や全体会で熟議を通して真剣に学園(学校)運営や地域づくりを考えることで、当事者意識を持つようになってきました。



コミュニティ・スクールにより学校と地域がタッグを組むことで成立しているアントレプレナー学習によっても地域の大人の意識が変わってきました。

地域のことを真剣に考えて取り組んでいる生徒の姿に接した地域の大人たちが、「自分たちも一生懸命取り組まなければ。」と思い始めています。地域の活性化に向けた地域の人たちの意欲に再び火をつけることができたと思います。



先生方にも意識の変化は表れてきています。地域と学校とのつながりに関心を持つ先生が増えてきました。公民館が主催する講座に学校の先生が講師として出向くという事例も出始めています。

Q2 : 学校運営協議会で行われる「熟議」は、どのようなテーマで、どのような進め方で行われていますか？



主に「学校の課題」「地域の課題」「学校・地域共通の課題」について熟議題を設定して行います。具体的には「地域学習の進め方について」「子どもたちの地域貢献活動について」「子どもたちの学力向上に向けて」「いじめの防止に向けて」等があります。

熟議題や当日の運営計画については、事前に「小委員会」(正副会長・校長・学校支援コーディネーターなどで構成)を開き、その中で検討して決めていきます。

《参考》両小野学園コミュニティ・スクール(CS)では、熟議を充実させるため協議会内に**4つの専門委員会**を設置して、それぞれの分野で熟議題を設定し、全体会前の30分間を熟議にあてています。

● 地域委員会



● 子供たちの地域貢献活動について協議。地域課題の解決にもつなげている。

● 学園支援委員会



● 学園支援ボランティア活動の年間計画の協議、支援内容の共有、支援活動の総括。

● 評価委員会



● 学校関係者評価の実施。学園運営協議会の活動評価の実施と評価結果の提示・活用。

● 広報委員会



● CSだよりの発行、CSホームページの更新、CSに係るPR活動、地域住民への広報活動。

Q3 : コミュニティ・スクールにするメリットは何ですか？



学校運営協議会と学校支援ボランティア（地域教育協議会）が連携して学校や子どもたちをサポートすることで、子どもたちの学びや体験活動が充実します。地域への貢献活動なども充実し、地域の担い手としての自覚が高まります。そのような活動を通して、自己肯定感や自他を思いやる気持ちが高まります。また、安全安心支援部などを柱に防犯・防災等の対策を充実させることで、より安心して安全に学校生活や地域での生活を送ることができます。



先生方にとっては、今まで以上に地域の人々の理解や協力を得た学校運営を実現することができます。地域の人材を活用した教育も充実します。地域の方々の支援・協力により「子どもと向き合う時間の確保」ができます。



保護者にとっては「地域の中で子どもたちが育てられている」という安心感を得ることができます。そのことから、保護者同士や地域の人々との人間関係が構築されていきます。また、これまで以上に学校や地域に対する理解が深まります。



地域の人々にとっては、知識・経験・技能などを活かせるので生き甲斐や自己有用感につながります。また、それらの活動を学校を中心に組織的・計画的に行うことで地域ネットワークが形成されます。学校が地域とつながり、地域づくりの拠点となります。さらにそれらは地域の防犯・防災体制等の構築にもつながります。

Q4 : コミュニティ・スクールの今後の課題は何ですか？



一番の課題は「持続性」です。コミュニティ・スクールは「人が人につながる」仕組みです。仕組みだけでできても、その仕組みを活用し「人が人につながる」ようネットワークづくりを積極的に進めていかなければ意味がありません。学校も地域も、この仕組みを大いに活用し、課題解決に活かしていくことが大切です。そして、そのことがコミュニティ・スクールの「持続」につながります。

二つ目の課題は「熟議」です。学校運営協議会や地域教育協議会での話し合いが単なる「連絡会・報告会・相談会」で終わるのではなく「熟議」が成立するように主催者側が十分に工夫を加えることが求められます。（両小野学園の学校運営協議会の中に置かれた4つの専門委員会を参考にしてください。）

三つ目の課題は「学校支援ボランティア」の充実です。様々な考え方もありますが、子どもたちにとってよりよい支援となる活動を探っていく必要があります。そのために、支援部や地域教育協議会、あるいは県・市が設定する研修会に積極的に参加していただきたいと思えます。

**塩尻市が設置するコミュニティ・スクールについてのご質問、
お問い合わせはこちらをお願いします。**



塩尻市教育委員会教育総務課 教育企画係(地域連携コーディネーター)

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町4番3号

TEL (0263) 52-0280 (代) 内線 3112

FAX (0263) 52-4354